

危険物保安技術協会役員退職手当支給規程

昭和51年11月10日危保規程第10号

最終改正

平成22年7月16日危保規程第7号

(総 則)

第1条 危険物保安技術協会の常勤の役員が退職した場合には、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本俸月額に100分の20の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条後段及び第5条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間又は同項に規定する国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。))第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)として在職した期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額又は国家公務員として在職した期間について理事長が別に定める額に100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、理事長がその職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第3条～第5条 [略]

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除して、直接本人(本人が死亡したときは、その遺族)に支給する。

第7条 以下 [略]

附 則 [略]